

## 指定管理者と市のリスク分担表

区分	種類	内容	負担者	
			市	指定管理者
事業開始前	応募等手続き	応募費用に関するもの、申請準備の費用等		○
	書類の瑕疵	募集要項及び仕様書等、市が公表した資料等の誤りによるもの	○	
		事業計画等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	準備手続き	指定期間開始期における準備（引き継ぎ）費用の負担		○
事情変更	物価、金利変動リスク	物価、金利の変動に伴う経費の増減		○
	法令変更	施設管理、運営に係る法令変更	協議事項	
	税制度の変更	消費税率及び地方消費税率の変更	○	
		法人税（法人市民税を含む）率の変更		○
		上記以外で、施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	協議事項	
	政治的又は行政的理由による事業変更	政治的又は行政的理由から、施設管理若しくは運營業務の継続に支障が出た場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及び当該事情によるその後の維持管理に係る経費の増加	協議事項	
	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱、暴動、社会情勢等の変化、その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又人為的な現象）に伴う施設又は設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
業務執行	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		指定業務、提案事業及び自主事業に対する住民、施設利用者等からの苦情、要望、意見等		○
		上記以外の市政全般への苦情、要望等	○	
	環境対応	指定業務、提案事業及び自主事業に起因する騒音、振動、臭気、有害物質の排出、その他環境に関するリスク		○
		上記以外のリスク	○	
	第三者への賠償	管理上の瑕疵等指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害 ※		○
		上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
債務不履行	市の協定内容の不履行によるもの	○		
	指定管理者の協定内容の不履行によるもの		○	
盗難、紛失	利用者から收受した金銭、利用者等の所有物の盗難、紛失		○	
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○	
財産管理	展示物、資料等の損傷	相手方を特定できない第三者の行為により生じたもので、1件当たりの執行予定額（見積額）が100万円以下の修繕等		○
				○
事業終了	本事業終了時の費用	指定管理業務の指定期間が満了した場合又は期間途中において業務を廃止した場合の原状復帰に係る費用負担		○

※ 管理上の瑕疵又は業務遂行上の過失による事故に対応するため、指定管理者は、市が管理のために加入している保険の補償内容を参考として、必要に応じて、リスクに応じた保険に加入するものとする。

指定管理者は、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされ、地方自治法第244条の2第3項及び第4項に基づく指定管理業務を行う場合は、当該保険の賠償責任保険の対象となる。ただし、指定管理者が行う自主事業については対象外となるため、指定管理者が自主事業を実施する場合は、自らの負担で保険に加入するものとする。

また、指定管理者が当該保険の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、当該保険の支払限度額以上の補償を確保する必要があると判断する場合も、自らの負担で保険に加入するものとする。

〔本表に定めのないもの〕

- ・ リスク分担表で定めのないものについては、市と指定管理者との協議により決定する。
- ・ 指定管理料及び施設の利用料の取り扱いについては、その都度、指定管理者において著しい不利益とならないことを基本とし、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。